

相談業務のご案内

ご相談はお気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。

相 談	日 時	場所／問合せ先
○弁護士相談（事前に要予約）	第2・第4金曜日 10:00～12:00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2144
	奇数月第3木曜日 10:00～12:00	大平隣保館／大平総合支所人権推進課 ☎43-6611
	偶数月第3火曜日 10:00～12:00	藤岡公民館／藤岡総合支所生活環境課 ☎62-0903
○総合相談 （行政・人権・家庭児童・青少年）	第2・第4金曜日 10:00～12:00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2144
○合同相談 （心配・困りごと・人権・行政）	第4火曜日 9:30～11:30	老人憩いの家／都賀総合支所生活環境課 ☎29-1102
○市民相談（日常生活の問題など）	月～金曜日 8:30～17:15	本庁舎市民相談室／本庁市民生活課 ☎21-2144
○消費生活相談	月～金曜日 9:00～16:00	市民会館／消費生活センター ☎23-8899
○年金相談	第4土曜日 10:00～12:00	大平隣保館／大平総合支所人権推進課 ☎43-6611
○外国人相談	第3土曜日 20:00～22:00	大平隣保館／大平総合支所人権推進課 ☎43-6611
○行政相談	第2火曜日 9:30～11:30	ふるさとふれあい館／大平総合支所生活環境課 ☎43-9211
	第2火曜日 10:00～12:00	藤岡福祉センター／藤岡総合支所生活環境課 ☎62-0903
	毎月18日 13:00～15:00	西方保健センター／西方総合支所生活環境課 ☎92-0308 ※土・祝日の場合は翌日
○人権相談	月～金曜日 8:30～17:15	第四地区コミュニティセンター／本庁人権推進課 ☎24-2444
	2月8日（水） 10:00～12:00	赤麻地区公民館／藤岡総合支所生活環境課 ☎62-0903
	毎月18日 13:00～15:00	西方保健センター／西方総合支所生活環境課 ☎92-0306 ※土・祝日の場合は翌日
○いじめ相談電話 土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX	月～金曜日 9:00～17:00	市民会館／青少年育成センター ☎24-0667 FAX 23-6566
○青少年相談 （非行問題・不登校など）	月～金曜日 9:00～17:00	市民会館／青少年育成センター ☎・FAX 23-6566
○女性のチャレンジ電話相談 （就職・再就職の相談）	火～土曜日 9:00～16:00	パーティとちぎ男女共同参画センター ☎028-665-7712
○家庭児童相談 （0～17歳の子どもとその家族）	月～金曜日 9:00～16:00	福祉庁舎／家庭児童相談室 ☎21-2514
○ドメスティック・バイオレンス相談 （配偶者等からの暴力）	月～金曜日 9:00～16:00	福祉庁舎／こども課 ☎21-2513

栃木市の人口

人口 148,206人（-54）
 男 73,074人（-14）
 女 75,132人（-40）
 世帯数 53,862世帯（+34）

外国人登録者を含む
 10月末現在（ ）内前月比

クーリング・オフ制度

くわいの窓

クーリング・オフとは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な勧誘に遭い契約をしたたり、複雑でリスクの高い取引をしたりした場合に、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

訪問販売や、電話勧誘などで契約した場合は、書面を受け取った日から8日間のクーリング・オフ期間があります。

クーリング・オフをすると、代金を支払った場合は全額返してもらえますし、商品は販売会社の負担で引き取ってもらえます。

クーリング・オフしたいときは、販売会社にはがきで通知します。必要事項（契約年月日、商品名、契約金額、販売会社）を記入し、はがきの両面をコピーします。

クレジット契約をしていればクレジット会社にも通知します。特定記録郵便等で送付し、コピーや送付の記録を一緒に保管します。通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。注文する前に返品対応についての規定をよく確認しましょう。

困った時は消費生活センター（市民会館内／日ノ出町／☎(23)8899）へご相談ください。

◇開設時間

月～金曜日 午前9時～午後4時